

海洋環境分野における国際条約

環境省地球環境局環境保全対策課

海は、大気と並んで、環境汚染が国境を越えて移動する代表的な経路である。特に我が国にとっては、四方を海に囲まれているという意味において、また、世界でもトップクラスの海運国家であるという意味において、海洋環境問題が特に重要な問題であると言える。この海洋環境の分野では、国際海事機関（IMO）の活発な活動の成果もあり、多くの国際条約が策定され、また現に効力を発している。本稿は、これらの内の主なものについて、紹介する。

国連海洋法条約

海洋法は、15世紀頃から慣習法として確立されてきた分野であるが、現在では、それらの慣習法を法典化する目的で策定された「海洋法に関する国際連合条約」（通称：国連海洋法条約。1982年採択、1994年発効、1996年日本批准。）が、海洋に関する基本的な国際的制度となっている。本条約は、「領海」「排他的経済水域」等の概念を整理するとともに、海洋上における各国の権利・義務を規定しているが、その一環として海洋環境についても一章を設けて記述しており、各締約国は、自国を旗国とする船舶に対し、また、自国の領海又は排他的経済水域における環境の汚染に対し、国内法の制定等、必要な措置を執る義務と権利を有するとしている。

MARPOL条約

海洋環境関連の国際条約の代表格と言えるのが、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」（通称：MARPOL73/78議定書。1978年採択、1983年発効、1983年日本加入。）である。本議定書は、船舶の運航やその事故による海洋の汚染を防止するためのもので、油類、バラ積み有害液体物質、梱包されて輸送される有害物質、船上発生の汚水、船上発生の廃物及び船舶からの大気汚染が規制対象となっている。規制の内容は、油類以下、規制対象ごとの附属書で定められており、我が国においても、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）において、その担保措置を講じている。最も新しい附属書VI（船舶からの窒素酸化物や硫黄酸化物の排出等、大気汚染について規定）のみが未発効であるが、2005年5月に発効の予定であり、我が国も、本年春に海防法の改正を行い、批准に向けた準備を進めている。

LONDON条約

陸上発生の廃棄物の海洋投棄については、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（通

称：ロンドン条約。1972年採択、1975年発効、1980年日本批准。）で規制されており、我が国では、海防法等で担保措置を講じている。本条約については、規制の強化を図るため、1996年に改正議定書（通称：96年議定書。）が採択された。これにより、現行条約では認められている一部の廃棄物（不発弾等）の海洋投棄が禁止されるとともに、引き続き投棄可能な浚渫土や赤泥についても、案件ごとに海洋環境にもたらす影響を予測・評価した上で、規制当局の許可に基づいて投棄することが義務付けられることとなる。96年議定書は来年又は再来年にも発効が見込まれていることから、我が国でも、本年5月に海防法の改正を行い、さらに、政省令や技術ガイドラインの検討を行う等、批准のための準備を進めている。

OPRC条約

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（通称：OPRC条約。1990年採択、1995年発効、同年日本加入。）は、1989年に米国で起きた、大型タンカー「エクソン・バルディーズ号」の座礁事故に伴う大量の油流出事故を契機に策定された条約で、油流出事故への準備、対応及び政府間協力について規定するものである。我が国では、海防法で担保措置を講じている。条約発行後、対象物質の範囲を危険物質及び有害物質に拡大するための「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件による準備、対応及び協力に関する議定書」（通称：OPRC-HNS議定書）が採択されたが、2004年10月時点で未発効（日本も未加入）である。

バラスト水条約

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（通称：バラスト水条約）は、本年2月に採択された最も新しい海洋環境に関する条約である。船舶のバラスト水及び沈殿物を規制・管理することにより、有害なプランクトン等の水生生物及びコレラ菌等病原体の移動による環境や人の健康への危険を防ぐことを目的としたものである。現在、数年後の発効を目指し、具体的な規定を定めるガイドラインの策定作業が、IMOで行われている。

おわりに

これらの国際条約は、国際的な取組が不可欠である、海洋環境の保全という分野で、一定の役割を果たしていると評価できる。我が国としても、これらの国際条約の遵守に努めることはもとより、より実行力ある制度が構築されるよう積極的な貢献を果たしていく。